

# 『行政機関保有個人情報の開示請求に関する 法的问题点考察』

中京大学法科大学院教授・法学博士

皆川 治 廣

はじめに

## 第1節 個人情報の開示請求に関連する若干の事例

### 第1款 個人情報保護条例に関連する事例

事例（A）東京地判平成9年5月9日：東京高判平成11年8月23日（控訴審）

事例（B）横浜地判平成12年2月21日

事例（C）静岡地判平成14年10月31日

事例（D）さいたま地判平成19年4月25日

### 第2款 情報公開条例に関連する事例

事例（E）神戸地判平成7年11月27日：大阪高判平成8年9月27日（控訴審）：最判平成13年12月18日（上告審）

事例（F）浦和地判平成9年8月18日

事例（G）富山地判平成15年1月29日：名古屋高裁金沢支判平成16年4月19日（控訴審）

## 第2節 本人・任意代理人による開示請求

### 第1款 本人・任意代理人

- (1) 本人による単独開示請求
- (2) 本人による共同開示請求
- (3) 任意代理人による開示請求

### 第2款 請求の方法・書式

- (1) 請求の方法
- (2) 請求の書式

## 第3節 遺族・相続人による開示請求

### 第1款 死者

### 第2款 遺族・相続人

- (1) 条例上に規定のある場合
- (2) 条例上に規定のない場合

## 第4節 未成年者・法定代理人による開示請求

### 第1款 未成年者による単独開示請求

### 第2款 法定代理人による単独・共同開示請求

- (1) 未成年者と法定代理人の利益が共通する場合
  - (2) 未成年者と法定代理人の利益が相反する場合
- おわりに (課題と展望)

## はじめに

まず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）第5条は、「行政機関の長は、・・・利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報過去の又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と規定しており、こういった内容は、各自治体の個人情報保護条例でも規定されている。例えば、自治体の代表的な個人情報保護条例である東京都個人情報保護条例第7条1項には、個人情報の適正管理として「実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。」との規定が見られる。このように、国の行政機関及び自治体の実施機関（以下「行政機関」という。）が保有する個人情報は、正確かつ最新でなければならない。

しかし、国や自治体の保有する個人情報の中には、実態と相違する内容の個人情報が存在することもあり得る。そこで、国や自治体が自発的に訂正や削除を行えばそれに超したことはないが、現実には、国民や住民が自己情報の開示を請求し、この段階で初めて誤りが露呈されることさえある。こういった観点からすると、個人情報の開示請求権が重要であることは論をまたない。そこで、本稿では、個人情報保護条例及び情報公開条例に基づいて個人情報の開示請求が行われた事例を取り上げ、開示請求者の範囲・限界、開示請求の方法・書式等の問題点に迫りたいと思う。<sup>(1)</sup>

## 第1節 個人情報の開示請求に関連する若干の事例

### 第1款 個人情報保護条例に関連する事例

事例（A）東京地判平成9年5月9日（情報非公開処分取消請求事件：中学生自殺事件作文開示訴訟・第1審：一部却下・一部棄却）判例時報1613号97頁・判例タイムズ967号130頁・判例地方自治168号61頁：東京高判平成11年8月23日（同・控訴審：棄却）判例時報1692号47頁・判例タイムズ1021号175頁

#### 【事実関係】

本件は、中学校2年生の女兒を自殺によって失った原告（父親）が、その死の理由等を知りたいとして、東京都の町田市個人情報保護条例に基づいて、同女の通学していた中学校の全校生徒が同女の死について作成した作文の開示を求めたところ、町田市教育委員会の教育長から、本件作文は、生徒指導に役立つ趣旨で作成されたものであって、これを開示するときは生徒と教師との信頼関係を損なうおそれのあるものであるから、個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する

もの、及び開示することにより実施機関による公正な職務執行が著しく阻害されるおそれのあるものに該当し、さらに、本件作文は、作文を書いた生徒ら自身の個人情報であるから、そのプライバシー保護の観点からも開示をしないことが明らかに正当であるとして開示しない旨の決定を受けたため、同決定の取消しを求めた事案である。

【判示事項・第1審】

「たしかに、個人の人格の独立性の観点からすれば、自我の萌芽がない幼児を除き、子の個人情報は親の個人情報と区別されるべきであり、子の独立の人格を認める以上、親といえども子の秘匿する情報に介入しないことが相互の信頼の基礎とされるものといえる。しかし、子が親の監護、養育の下に置かれ、社会的にも親が監護、養育の権利を行使することが期待される場合においては、子の対外的言動は監護、養育を行うべき親に対する評価の基礎となる親の個人情報というべき側面をも有するものであり、また、子の交友関係等は、本来的には子の判断に委ねられつつも、なお監護、養育権者としても当然に認識しておくべき事項というべきであり、また、子の固有の情報であっても、子の死亡によって当然にその個人情報の主体が消滅するものと解すべきではなく、子の個人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものはもとより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報については、家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合があるというべきである。この点を本件についてみるに、本件では、乙山中学校二次に在籍した甲（筆者注・以下同じ）の自殺の後に主として甲の学校生活に関して記載された情報について、甲を監護、養育し、また、甲の家族共同体の中心となっている甲の父が請求するものであるから、甲の個人情報というべき情報が存在するとすれば、これは請求人である原告の個人情報と同視することができるものというべきである。」<sup>(2)</sup>

事例（B）横浜地判平成12年2月21日（転居先住所不開示処分取消等請求事件：一部却下・一部棄却）判例地方自治206号90頁

【事実関係】

本件は、神奈川県平塚市に居住していた原告が、長女の親権者を妻として離婚した後に、平塚市個人情報保護条例に基づき、平塚市教育委員会に対して長女の転校先の開示を求めたものの、原告が長女の親権者でないためその法定代理人には該当しないとして開示請求が却下されたため、平塚市長に対し、長女の転校先の開示義務づけと慰謝料の支払いとを求めた事案である。

【判示事項・要旨概略】

〔本件条例は、何人も実施機関が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる（旧条例一三条一項・筆者注）としており、個人情報開示請求ができるのは、実施機関が保有する個人情報に係る当該本人だけであり、家族といえども認められない。ただし、請求者が未成年者である場合にはその法定代理人による請求が認められると実施機関では解している。したがって、長女の転校先に関する情報を長女本人の法定代理人として原告が請求することができないかが問題となるが、原告は、離婚した際長女の親権者とされなかったため、長女の法定代理人として長女の転校先に関する個人情報を実施機関である市教委に請求することができないのであり、市教委の非開示決定も

この見解によっている。以上のような経緯で原告は市の個人情報保護条例に基づく請求によって長女の転校先の開示を求めることができないとされたわけであるが、右のような制度及び解釈は相応の合理性を有するものであり、これを非難することはできないといわなければならない。]

事例（C）静岡地判平成14年10月31日（自己情報不開示決定取消請求事件：一部認容・一部棄却）判例タイムズ1153号139頁

**【事実関係】**

本件は、母親である原告が、静岡県の伊東市個人情報保護条例に基づいて、伊東市教育委員会に対して自分の子供の小学校1年生から3年生までの間の各指導要録及び各就学指導調査個票の開示を請求したところ、同教育委員会から本件指導要録及び本件就学指導調査個票を不開示とする決定を受けたことから、これを不服として、本件指導要録及び本件就学指導調査個票のうち別紙目録記載（指導要録中の自己情報として、「各教科の学習の記録」、「特別活動の記録」及び「行動の記録」の中の所見欄、就学指導調査票の自己情報として、「学習のあらわれ」欄、「身辺処理性格行動のあらわれ」欄、「身体健康状況・家庭環境」欄、「知能指数」欄、「検査月日」欄、「検査名」欄などが記載されている）自己情報を不開示とする部分の取消しを求めた事案である。

**【判示事項】**

「本条例一三条一項は、前記のとおり、市民等は実施機関が管理している『自己に関する』個人情報の開示を請求することができる」と規定していて、自己以外の者に関する個人情報を請求できる」との規定は存在しない。このような本条例の規定の仕方、及び、たとえ親権者であっても本人と常に利害関係等が一致するとは限らないことを考えれば、未成年者の個人情報の開示を請求できるのはその未成年者本人に限られ、ただし、その未成年者本人が開示請求をするには、手続として、親権者が代理してこれを行わなければならないものと解すべきである。前記の自己情報開示等請求書・・・の定型書式には、個人情報の本人欄の他に、請求者の区分欄があり、ここには『本人』欄と『法定代理人』欄が存在して、いずれかに印を記載するようになっているが、この書式からは、法定代理人独自の情報開示請求が認められていると解すべきものではなく、上記のとおり未成年者が開示請求をするには法定代理人が未成年者を代理しなければならないとの意味に解さなければならない。そうすると、本件において、原告が甲（子供・筆者注）の個人情報の開示請求をしたのは誤りであり、この開示が得られなかったとして、原告が本訴を提起したのも、上記原則からいえば、誤りであったと言わなければならない。<sup>(3)</sup>」

事例（D）さいたま地判平成19年4月25日（個人情報不開示処分取消請求事件：棄却）判例集未登載

**【事実関係】**

原告は、埼玉県の鴻巣市個人情報保護条例に基づき、鴻巣市教育委員会に対し、法定代理人として、離婚後に自己が親権を有することとなった3人の子に代わって同人らに係る学齡簿登載通知書（埼玉県の東松山市から送られたもの）の開示を請求した。同教育委員会は、原告が3人の子供に

暴力を加えていたことなどが推測され、同通知書の存否を明らかにすると、原告が3人の子の居所を探知できる可能性が生じるとして、同通知書の存否を明らかにしないで、原告の開示請求を拒否するとの決定を行った。本件は、原告が本件不開示決定は根拠のない違法なものであると主張し、同決定の取消しを求めるとともに、鴻巣市教育委員会に対し、上記学齢簿登載通知書につき開示決定の義務づけを求めた事案である。

#### 【判示事項】

「親同士で子供の取り合いとなったり、子に対する暴力が主張されているケースでは、子供とともに生活していない親が、探索的な情報開示請求をすることにより、子の居住地を探索したり、それを把握した上で、子を連れ去ったり、関係者に自己の主張を通すために一定の働きかけをしたり等の行動を起こすことも稀ではないことは公知の事実である。そして、鴻巣市教育委員会において、原告の請求する『三人の子に係る学齢簿登載通知書（東松山から送られたもの）』の存在を認めた上、開示の適否を判断した場合には、仮にそれに記載された具体的な学校名まで開示しないとした場合でも、学齢簿登載通知書の存在そのものから、少なくとも三人の子が東松山市内の学校に就学している事実は推認される。この場合、東松山市内の小中学校数はさほど多数にのぼるものではないから、原告において、東松山市内の学校を個別に回る等の方法により、子の在学の有無の確認をしたり、在学が確認された場合には、子や甲（母親・筆者注）、学校関係者等に何らかの働きかけをする懸念が皆無とはいいがたい。上記のような本件に顕われた諸々の事実を勘案すると、本件開示請求に対し、鴻巣市教員委員会が、原告請求に係る『学齢簿登載通知書（東松山から送られたもの）』の存否を答えるだけで、実質的に本人である三人の子の生命、健康、生活等を害するおそれがある不開示情報を開示することとなり、開示は相当でないと判断したことは必ずしも根拠のないことではない。<sup>(4)</sup>」

#### 第2款 情報公開条例に関連する事例

事例（E）神戸地判平成7年11月27日（公文書非公開決定取消請求事件・第1審：棄却）判例地方自治149号16頁：大阪高判平成8年9月27日（同・控訴審：原判決取消・変更）判例タイムズ931号188頁・判例地方自治160号46頁：最判平成13年12月18日（同・上告審：棄却）判例時報1775号23頁・判例タイムズ1084号154頁・判例地方自治226号87頁

#### 【事実関係】

本件は、原告である夫と妻が、兵庫県公文書公開条例（昭和61年兵庫県条例第3号）に基づき、妻の分娩に関する診療報酬明細書の公開を兵庫県知事に対して求めたところ、同県知事が、当該情報は個人識別情報で、通常他人に知られたくないものに該当するとして非公開決定を行ったため、原告夫妻がその取消しを求めた事案である。

#### 【判示事項・上告審】

「本件処分は、本文書が個人の健康状態等心身の状況に関する情報であって本件条例八条一号（旧条項・筆者注）に該当するとしてされたものであるところ、当該個人というのが公開請求をし

た被上告人（原告である妻・筆者注）であることは、本件公開請求それ自体において明らかであったものと考えられる。そして、同号が、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたいと認められるものを公開しないことができると規定しているのは、当該個人の権利利益を保護するためであることが明らかである。また、本件条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等は存しない。そうすると、当該個人が自ら公開請求をしている場合には、当該個人及びこれと共同で請求をしているその配偶者に請求に係る公文書が開示されても、当該個人の権利利益が害されるおそれはなく、当該請求に限っては同号により非公開とすべき理由がないものといえることができる。これらによれば、個人情報保護制度が採用されていない状況においては、本件公開請求については同号に該当しないものとして許可を決すべきであり、同号に該当することを理由に本件文書を公開しないものとするはできないと解さざるを得ない。本件処分が違法であるとした原審の判断は、結論において正当であり、原判決に所論の違法はない。<sup>(5)</sup>」

事例（F）浦和地判平成9年8月18日（行政情報非公開決定処分取消請求事件：棄却）判例時報1660号48頁・判例タイムズ962号110頁

#### 【事実関係】

本件は、母親である原告が、埼玉県行政情報公開条例（昭和57年12月18日埼玉県条例第67号、ただし、平成6年3月31日条例第5号による改正前のもの）に基づいて、自分の子供に関する大宮市立中学校長から埼玉県立高等学校長に提出された昭和62年度埼玉県公立高等学校入学志願者調査書の公開を請求したところ、埼玉県総務部県政情報センター所長が、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかである情報に該当として非公開決定を行ったため、その取消しを求めた事案である。

（なお、埼玉県側は、当該処分取消訴訟が提起された後に、非開示決定の理由として、当該情報は通常他人に知られたいものに該当すること、そして、親は、同条例第7条本文により、その子の情報の公開を請求することができない、との理由を追加主張するに至った）。

#### 【判示事項】

「本件においては、甲（原告の息子・筆者注）は昭和四五年一〇月二日生まれであるから、原告が本件調査書の公開を請求した当時は既に一八歳であって、自ら公開請求をするかどうかを充分判断しうる年齢に達していたといえることができる。そして、親と子であっても、その人格がそれぞれ別個であることは当然であるから、子は、相応の年齢の達した時には、親に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているといわなければならないし、また、子と親との利害が反するとまではいえなくても、子が親の干渉を拒み、自己に関する情報を親が入手することに抵抗を覚えるといった事態も容易に予想されるところである。このように様々な事例を考慮するときは、少なくとも子が自己の情報公開請求権を行使するかどうかを判断しうる年齢に達した場合には、未成年の子の親であるといえども、親が子のプライバシーに係る情報を独自の権利として公開請求できると解することは、子のプライバシーを軽視するものであって許されないといふべきである。これを実質的にみても、仮に親子の意向が一致していれば、子が自ら自己情報の公開請求をすれば、

親は子を通じて当該情報を入手できるのであるから、子を通じて情報を入手することが不可能な場合等を除き、親独自の請求権を肯定する必要性に乏しい。尤も、原告は、子が自ら権利行使をするのが困難な場合もあると主張するけれども、子が自ら権利行使をするのが困難な場合には、親は子の代理人として請求権の行使を補助すれば足り、必ずしも子本人が能動的に行動する必要はないから、右主張は親独自の請求権を肯定する根拠とはなりえないといふべきである。<sup>(6)</sup>

事例（G）富山地判平成15年1月29日（公文書非開示決定取消請求事件・第1審：棄却）判例集未登載：名古屋高裁金沢支判平成16年4月19日（同・控訴審：原判決取消・自判）判例タイムズ1167号126頁

#### 【事実関係】

本件は、高齢者福祉施設内で負傷し、その治療のために入院したものの富山県の（旧）新湊市市民病院で死亡してしまった実母の死因を知りたいとして、同市情報公開条例（平成12年市条例第1号）に基づき、原告が亡母の同市民病院におけるカルテその他一式の開示を新湊市長に対して請求したところ、同市長が、本件情報は個人に関する情報に該当し、かつ、本人情報の開示の「本人」に該当しないことを理由として、上記カルテ等を開示しない旨の文書非開示決定をしたため、これを不服としてその取消しを求めた事案である。

#### 【判示事項・控訴審】

「本件診療記録は、前記のとおり、甲（原告の母・筆者注・以下同じ）が本件事故直後に入院し、死亡するまでの間の市民病院における甲に対する診療等を記録した甲のカルテ等であるから、そこには、本件事故による甲の負傷の程度を含む甲の広義の死因に関する情報、それも密接な関連を有する情報が記録されていることが容易に推認される。そうすると、本件診療記録は、甲の個人識別情報を記録した文書であるとともに、控訴人（原告・筆者注・以下同じ）の損害賠償請求権又は慰謝料請求権の存否に密接な関連を有する情報を記録した文書として、控訴人自身の個人識別情報でもあるといふことができる。・・・本件診療記録はその主たるものが医師法に基づき作成と保存が義務づけられている、診療に関する重要な文書であって、その患者や遺族に対する開示が社会的な要請となりつつある状況も考慮すると、甲の広義の死因に密接に関連する情報が記録されていると認められる本件診療記録は、甲の子として、その権利義務を含む法的地位を包括的に承継した相続人である控訴人との関係で、社会通念上、その個人識別情報にも該当するため、控訴人は、本件診療記録について、本条例一五条一項所定の『本人』に該当するものと解するのが相当である。<sup>(7)</sup>

## 第2節 本人・任意代理人による開示請求

### 第1款 本人・任意代理人

#### (1) 本人による単独開示請求

行政機関の保有する個人情報の開示請求は、ほとんどが「本人」から「自己情報」について行わ

れている。ちなみに、行政機関個人情報保護法第2条5項（及び個人情報保護条例）によると、「本人」とは「個人情報によって識別される特定の個人をいう。」とされる。また、同法第12条1項では、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されている。自治体の個人情報保護条例でも、例えば、東京都個人情報保護条例第12条1項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求・・・をすることができる。」と規定している。

これらの規定にいう「何人」とは、自然人すべてを指し、国民及び市区町村民に限らず、他の市区町村民や外国人も含まれる。もっとも、開示請求の対象となるのは、「自己を本人とする保有個人情報」、「自己に関する個人情報」あるいは「自己を本人とする個人情報」などであることから、開示請求を行うことができるのは「本人」に限られる。従って、原則として本人の同意がない限り、たとえ配偶者あるいは家族であっても開示の請求を行うことはできないのである。この点は、事例（B）及び事例（F）の判示事項に如実に顕れている。まさしく、個人情報の内容は本人に帰属し、個人のプライバシーに関わるものであるから、本人が単独で個人情報の開示請求を行うのが通常の形態となっている。ここには、自己情報開示請求権が、個人のプライバシーを保護する上で、自己情報のコントロール権として機能している現代的状況を垣間見ることができる。<sup>(8)</sup>

## （2） 本人による共同開示請求

事例（E）は、個人情報保護条例ではなく、旧兵庫県公文書公開条例に基づいて個人情報の公開請求が行われた事例である。<sup>(9)</sup> 本件では、夫と妻が、妻の分娩に関する診療報酬明細書の公開を求めたものの、兵庫県知事が、当該妻の情報は個人識別情報で、通常他人に知られたくないものに該当するとして非公開決定を行ったのである。警察行政（犯罪捜査・治安維持）や税務行政（税務調査・税務査察）など公益に関係する場合にあっては、配偶者間でのプライバシー保護は、一步後退すると考えられる。しかし、仮に、民法第761条との関連で、日常の家事に関して夫婦の一方が他方を代理するという日常家事代理権を認めたとしも、個人のプライバシーという一身専属的権利は、日常家事代理権の範疇には属しない、と見ることが妥当な解釈と思われる。ちなみに、事例（F）では、「親と子であっても、その人格がそれぞれ別個であることは当然であるから、子は、相応の年齢の達した時には、親に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているといわなければならないし、また、子と親との利害が反するとまではいえなくても、子が親の干渉を拒み、自己に関する情報を親が入手することに抵抗を覚えるといった事態も容易に予想されるところである。」と判示されているが、同様の論理は配偶者間でも妥当しよう。そうであるならば、配偶者たる夫が、妻の同意なくして妻本人の個人情報の開示請求を行ったのであれば、プライバシー保護の観点からしても、これが認められないことは当然の帰結と言えよう。また、配偶者たる妻が、夫の同意なくして夫本人の個人情報の開示請求を行った場合も、まさしく同様といえよう。

問題となるのは、事例（E）のように、夫妻が一緒に夫ないし妻の個人情報の開示を求めたような場合であり、夫ないし妻が自己のプライバシー秘匿を放棄したと見なされる場合である。本件の



第1審である神戸地裁は、兵庫県公文書公開条例（旧）第3条が公文書は原則公開としながらも、（旧）第8条1号において「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が選別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」を非公開事由としている点を踏まえ、「本件公文書には、原告・・・の健康状態あるいは病歴等に関する情報であって、特定の個人が認別され得るものが記載されているから、本件条例八条一号（旧条項・筆者注）に定める情報が記録されているというべきであり、本件処分は適法である。」と判示している。しかし、本件では、妻が夫とともに、妻が納得した上で妻本人の個人情報の公開を求めたのであるから、「通常他人に知られたくない情報」と考えるのは早計であり、兵庫県側の判断は杞憂に過ぎないと言えまいか。従って、大阪高裁及び最高裁が「当該個人が自ら公開請求をしている場合には、当該個人及びこれと共同で請求をしているその配偶者に請求に係る公文書が開示されても、当該個人の権利利益が害されるおそれはない」と判示していることは、まさしく正鵠を得ている。なお、この判決の論旨は、本人が配偶者に限らず家族とともに共同で開示請求を行った場合にまで演繹されるのではないかと思われる。

### （3）任意代理人による開示請求

それでは、寝たきりや長期療養、歩行困難などで本人自身が個人情報の開示請求を行うことができない場合、本人から委任を受けた者がこれを行うことができるのであろうか。例えば、埼玉県の北本市が実施している高齢者福祉サービス事業の一環であるホームヘルパー派遣事業に関し、介護者（息子の配偶者）自らが北本市個人情報保護条例に基づき、同市のケースワーカーが被介護者（義理の母親）に面接して行った生活指導記録表の被介護者関連の個人情報について、開示請求を行ったことがある。そして、当該請求について非開示決定がなされたため、介護者は、被介護者の代理人として、被介護者の個人情報につき開示請求を行ったという事例<sup>(10)</sup>がある。仮に、介護者が被介護者から代理権を付与されたのであれば、当該任意の代理請求も可能となろう。なぜなら、同市の個人情報保護条例第14条2項が、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は病気、負傷等やむを得ない理由があり、かつ、個人情報の開示をすることが本人の福祉の増進に資すると実施機関が認める代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求・・・をすることができる。」と規定しているからである。本件事例では、介護人による代理請求につき、被介護者の「本人の福祉の増進に資する」と認められ、開示請求自体は適法と取り扱われたようである。いずれにしても、個人情報保護条例にこういった規定があれば、その他、町田市個人情報保護条例第20条2項や平塚市個人情報保護条例第14条2項のように、本人が開示の請求をすることができないやむを得ない理由がある場合に「規則で定める代理人」との規定があれば、この問題はクリアーできることとなる<sup>(11)</sup>。

他方、個人情報保護条例上あるいは同条例施行規則上、任意代理について規定の欠落を見ている場合はどうであろうか。この点は、行政機関個人情報保護法にも任意代理についての規定がないことかから、同様の問題が提起される。一般に、任意代理が認められないのは、代理人へのなりすましのような制度の悪用を防止し、個人情報保護の徹底化を図る趣旨と解されている<sup>(12)</sup>。しかし、代理

請求を一切認めないとするのは、本人の自己情報コントロール権を否定することに繋がり、個人情報保護制度の趣旨を没却させかねない。従って、個人情報保護条例や同条例施行規則上、任意代理についての規定がない場合であっても、不正・偽計の手段によって代理権を取得したことが判明した場合などを除き、例えば、親子や家族、たとえ第三者であっても、当該本人との関係が密接・特別な関係があり、個人の生命・身体・財産を保護する上で緊急かつ真にやむを得ないと認められるときには、行政機関による柔軟な対応も必要とされよう。もっとも、個人情報保護条例の運用実務上、法定代理人には、開示請求書ないし開示等請求書の提出とともに、「代理権を有することを証する書類」の添付が義務づけられていることからしても、任意代理人の場合には、それ以上に、委任関係、任意代理人の身分確認、本人への事実確認などを一層厳正化・厳格化させるべきことは言うまでもない。

## 第2款 請求の方法・書式

### (1) 請求の方法

事例（C）は、子供の個人情報を法定代理人（親権者：民法第818条・第820条）としてではなく、母親本人の個人情報として開示請求が行われた事例である。本件で問題となったのは、伊東市個人情報保護条例施行規則第10条1項にいう「自己情報開示等請求書」の請求者の区分につき、本人欄と法定代理人欄とを誤認し、法定代理人である母親が本人欄をチェック・記載してしまったことである。そして、開示請求者である母親が、開示請求から不開示処分取消訴訟の提起に至るまで、一貫して自分自身を開示請求者として行動し、伊東市側もそれを前提として対応してきたことである。従って、不開示決定処分の取消訴訟が提起されるに至って初めて、被告伊東市側が当該母親の原告適格を否定し訴えの却下を求めることは、静岡地裁が説示するように、信義則に反して許されないと見えよう（なお、原告適格に関して、事例（A）の控訴審判決も同様の論旨展開と思われる）。本件は、法定代理人本人のみならず、伊東市側の過失によって本人開示手続が進められていた希少な事例に属する。

ところで、行政機関個人情報保護法第13条1項や数多くの個人情報保護条例によれば、開示請求は、開示請求者の氏名及び住所又は居所、行政文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した開示請求書ないし自己情報開示等請求書を、行政機関の長に提出して行うものとされる。また、開示請求者ないし法定代理人であることを示す書類を提出すること、さらに、開示請求書に不備がある場合には、行政機関の長は相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。伊東市個人情報保護条例及び同条例施行規則、町田市個人情報保護条例及び同条例施行規則などには、補正に関する規定が見当たらない。従って、補正規定を欠くこの種の条例の運用については、より一層慎重な配慮が必要と考えられる。

### (2) 請求の書式

自己情報の開示請求は、開示の可否の決定という行政処分を法的に求める申請手続であること、

非開示を決定したときには、行政不服審査や行政事件訴訟につながる場合があること、本人の意思に基づく申請であることを確認する必要があることから、文書による請求を行うべきものとされる<sup>(13)</sup>。この点は、何よりもまず、行政争訟における原告の権利利益保護という観点から、より一層強調されてしかるべきである。なぜなら、行政機関が相当期間を経過しても開示請求者に対して開示・非開示の決定を行わない場合、開示請求者は、行政不服審査法第3条にいう「異議申立て」や「審査請求」、行政事件訴訟法第3条5項にいう「不作為の違法確認の訴え」を提起することが可能となるからである。現実には、入学者選抜の資料として公立中学校から公立高等学校に送付される調査書・内申書の開示請求が行われた事例<sup>(14)</sup>、あるいは、高等学校一般入試における調査書の評点や学力検査の得点等の開示請求が行われた事例<sup>(15)</sup>で、「不作為の違法確認の訴え」が提起されている。

ここで重要なのは、不作為に係る「異議申立て」や「審査請求」、「不作為の違法確認の訴え」を提起できるのは、「法令に基づく申請」を行った場合に限定される点である。個人情報の開示請求が、行政機関個人情報保護法や個人情報保護条例に基づくものである限り、「法令」に基づく申請であることは間違いない。しかし、法令に基づく「申請」であることは、相手方行政機関に応答義務を発生させるものでなければならない<sup>(16)</sup>。電話や口頭による請求の場合、事案如何によっては、事実上の願望や陳情に該当することにもなりかねず、こういった請求は不適式と考えられる。もっとも、平塚市個人情報保護条例第22条1項のように、開示請求の特例として口頭による開示請求を認めているもの、あるいは鴻巣市個人情報保護条例第28条1項のように、簡易な手続で開示請求を行うことが可能な場合もある。しかし、これらは、「実施機関があらかじめ定めた保有個人情報」あるいは「保有個人情報のうち、直ちに開示することができるものとして実施機関で定めるもの」に限定されていることに留意しなければならない。

また、文書による郵送の場合には、それが本人の意思に基づくものかが確認できず、開示請求しようとしている個人情報の特定も十分に行うことができない。さらに、後日、不作為に係る「異議申立て」や「審査請求」、「不作為の違法確認の訴え」を提起する際の書証とならないなどの支障が発生しよう。従って、個人情報の開示請求書が文書として残り、開示請求者の意思が明確にされない限り、郵送文書による開示請求は不適式と考えてよかる<sup>(17)</sup>。もっとも、開示請求者が補正に応じれば問題がないが、個人情報の開示請求が法令上の制度として認められている限り、たとえ開示請求が不適式であっても、相手方行政機関には応答義務としての却下義務が発生することとなる<sup>(18)</sup>。この場合には、「法令に基づく申請」を行った事例に該当し、後日、不作為に係る「異議申立て」や「審査請求」、「不作為の違法確認の訴え」を提起することも可能と考えられる。

### 第3節 遺族・相続人による請求

#### 第1款 死者

死者には権利能力がなく、当然のことながら、自己情報の開示請求権を行使することができない。そこで、行政機関個人情報保護法第2条2号は生存する個人の情報を開示請求の対象としており、

死者の個人情報についての規定を置いていない。もっとも、当該法律の実務運営上、死者に関する情報が遺族の個人情報となるような場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求を行うことが認められているようである。例えば、死亡した親の遺伝子情報は、実子自身の個人情報であると解されており、当該実子からの開示請求を認めているようである<sup>(19)</sup>。

それでは、死者の個人情報について、一般的にその遺族等がその開示を求めると解することができるのであろうか。例えば、死者に関する個人情報が誤っていたと見られる場合、遺族が当該本人の個人情報の開示請求を行って、訂正や削除の請求を行うことができるのであろうか。いかなる場合に、死者に関する情報が同時に生存する個人の情報に帰属するかについて、その判断は必ずしも容易ではないと思われる。こういった問題を事前に解決するため、個人情報保護条例では、死者の情報を開示請求できる者の範囲を典型的に定めているものもある。そこで、以下、条例上に規定のある場合と条例上に規定のない場合とに分けて検討を行うこととする。

## 第2款 遺族・相続人

### (1) 条例上に規定のある場合

事例（A）は、遺族から死者の教育関連情報について開示請求が行われた事例である。本件が争われた時点で、町田市個人情報保護条例は、死者の個人情報に関する規定を置いていなかった。しかし、平成17年に条例改正が行われ、第20条3項では「保有個人情報に係る本人が死亡した場合における当該保有個人情報については、当該死亡した者と一定の身分関係にある者として規則で定める者に限り、・・・開示の請求をすることができる。」と規定されるに至った。そして、同条例施行規則第10条の3では、死者から財産を相続した相続人につき、相続した当該財産に係る当該死者の保有個人情報、死者の死に起因して取得した慰謝料等の請求権（前号に掲げるものを除く。）を有する者のうち、当該死者の配偶者（届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）その他相続権を有する者につき、当該請求権に係る当該死者の保有個人情報、死者から財産の遺贈を受けた者のうち、当該死者の配偶者その他相続権を有する者につき、遺贈を受けた当該財産に係る当該死者の保有個人情報、死亡時において未成年者であった死者の親権者につき、当該死者に係る保有個人情報、市長が審議会の意見を聴いた上で相当と認められた者につき、前各号に掲げるもの以外の保有個人情報を、いずれも開示請求することが可能とされている。

また、事例（G）につき、本件が争われた時点では個人情報保護条例自体が制定されておらず、そのため、原告は、新湊市情報公開条例に基づいて個人情報の公開を行ったのである。現在、新湊市は市町村合併により射水市となり、同市個人情報条例第13条3項は、「死者の個人情報については、次に掲げる者（以下『遺族』という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、具体的には、当該死者の配偶者（届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、当該死者の子及び父母、当該死者の2親等の血族又

は1親等の姻族である者（前2号に掲げる者がないときに限る。）を挙げている。

その他、遺族からの開示請求につき詳しく類型化している事例として、秋田市個人情報保護条例第11条3項、横須賀市個人情報保護条例第15条2項、吹田市個人情報保護条例第14条3項及び大分市個人情報保護条例第14条3項などを挙げることができる<sup>(20)</sup>。こういった規定があれば、一定の範囲の遺族が死者の個人情報を開示請求できることに問題はないと思われる。

## (2) 条例上に規定のない場合

それでは、遺族による死者の個人情報についての開示請求につき、東京都、埼玉県、平塚市、伊東市及び鴻巣市のように、個人情報保護条例上、法文の欠落を見ている場合はどうであろうか。行政機関個人情報保護法に言及すれば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合において、当該情報は死者に関する情報であると同時に遺族に関する情報でもあるので、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象になる<sup>(21)</sup>、との指摘も見られる。その他、個人情報保護条例の運用に関しても、前掲の町田市個人情報保護条例第20条3項及び同条例施行規則第10条の3、あるいは、事例（G）に関する名古屋高裁金沢支部判決が参考になる<sup>(22)</sup>。

ところで、事例（A）では、自分の子供が死亡してしまったのであるから、父親は法定代理人（親権者）として死者の個人情報につき開示請求を行うことは不可能と言える。しかし、第1審である東京地裁とともに、控訴審である東京高裁が説示するように、「本件のように、親権者であった者が死亡した未成年の子どもの個人情報の開示を求めているという場合については、社会通念上、この子どもに関する個人情報を請求者自身の個人情報と同視し得るものとする余地もある」と考えられる。このように、死者の法定代理人（親権者）であった者が開示請求を行った場合には、開示請求権を否定すべき積極的理由は見出し難い。同様の事例として、高等学校の生徒がバスケットボール競技大会の試合中、転倒して頭部打撲による呼吸停止により死亡した事故につき、同生徒の父親が、熊本県個人情報条例に基づき、同県教育委員会に対して生徒指導要録の開示請求を行った事例<sup>(23)</sup>、また、愛知県個人情報保護条例に基づき、愛知県警察本部長に対し、高所から落下して死亡した長男の死亡現場を見分した調書等の開示を父親が請求した事例<sup>(24)</sup>がある。いずれも、熊本県及び愛知県の個人情報保護条例上、遺族による死者の個人情報の開示請求規定が見当たらない場合であるが、遺族には開示請求権が認められている。社会においては、死亡した未成年者に最も愛情を注ぎ、実質的に養育の任にあたってきた者が親権者ではないようなケース（例えば、祖父母や兄姉）もあり得ないわけではないので<sup>(25)</sup>、当該死亡した者と「一定の身分関係にある者」については、死者の個人情報を遺族の個人情報と同視して、広く開示請求の対象とすることも可能と思われる。

## 第4節 未成年者・法定代理人による開示請求

未成年者又は成年被後見人にあつては、自ら個人情報の開示請求を行うことが困難と考えられる場合があり、そこで「法定代理人」に限って開示請求を行うことが可能とされる。すなわち、行政

機関個人情報保護法第12条2項は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求・・をすることができる。」と、そして、数多くの個人情報保護条例でも「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。」と規定されている。ちなみに、事例(B)は、平塚市個人情報保護条例で法定代理人に関する規定が欠落していた当時、父親ではあるが親権者でない者からの開示請求がなされた事例である。本件では、法定代理人に該当しないことから開示請求が却下されたことは当然であり、ましてや、本件事例は、父親と子供の利益が相反する事例とも考えられる。

#### 第1款 未成年者による単独開示請求

未成年者といえども、自ら個人情報の開示請求することのできる意思能力を有すると認められる場合には、未成年者本人による単独開示請求が可能となる。なぜなら、自己情報開示請求権は、自己に関する個人情報のコントロール権の保障として法令上創設された権利であり、選挙権や自動車運転免許の取得のような権利の性格からくる年齢制限の要請はないからである<sup>(26)</sup>。事実、大阪府高槻市立中学校3年に在学し、公立高等学校に進学を希望していた生徒(14歳~15歳)が、入学願書の提出に先立ち、志望校決定の参考資料等にするため、高槻市個人情報保護条例に基づき、入学者選抜の資料として公立中学校から公立高等学校に送付される調査書作成前の段階で、高槻市教育委員会に対し、自己の調査書・内申書の開示を求めた事例<sup>(27)</sup>が見られる。自我の萌芽のない幼児や意思能力のない小学生本人などからの単独開示請求は無効と解さざるを得ないが、当該事例も含め、事例(F)の「18歳」などを考慮すれば、未成年者単独による本人開示請求として認められるのは、概ね中学校高学年(14歳~15歳)以上と思われる<sup>(28)</sup>。

#### 第2款 法定代理人による単独・共同開示請求

##### (1) 未成年者と法定代理人の利益が共通する場合

法定代理人が未成年者に代わって開示請求を行ったものとして、事例(C)以外に、西宮市個人情報保護条例に基づいて、公立小中学校における指導要録、及び兵庫県公立高等学校入学選抜資料に用いられる調査書の開示請求が行われた事例<sup>(29)</sup>、埼玉県情報公開条例に基づき、埼玉県立高等学校一般入試における調査書の評点、学力検査の得点等の開示請求が行われた事例<sup>(30)</sup>が見られる。ちなみに、事例(C)は母親が小学生の、事例(D)は父母が小学生及び中学生の、事例(E)は父親が高校生の法定代理人として、本人の個人情報について開示請求を行ったものである。個人情報保護条例の実際の運用としては、(a) 法定代理人からの請求又は法定代理人の同席のもとで未成年者本人請求とし、(b) 義務教育終了後の未成年者にあつては本人のみとするか、子供本人の利益を損なわないように、未成年者本人と法定代理人双方からの請求を受理していると思われる<sup>(31)</sup>。こういった観点からすると、事例(D)及び事例(E)の事例は(a)に該当し、明らかに未成年者本人の利益と相反する場合は別として、当該法定代理人の行為は、親権者(民法第818条・民法第820条)としての行為と見るこ

とも可能と思われる。<sup>(32)</sup>また、<sup>(32)</sup>は、高校生本人が単独で開示請求することができる事案ではあるが、(b)の未成年者の同意の下に行われた法定代理人単独ないし共同開示請求に該当する事例と言えよう。

同種の事例として、東京都個人情報保護条例に基づき、都立高校の入学者選抜に際して、生徒が在学した中学校から都立高校に提出された当該生徒の調査書に記録された個人情報の開示請求が、法定代理人としての父親から東京都教育委員会に対して行われた事例<sup>(33)</sup>がある。本件では、開示請求書に父親の氏名のみが記載され、また、当該請求書の「請求にかかる個人情報の内容」欄には、父親が子供（義務教育を終了した高校生）の法定代理人親権者の資格で開示請求している旨が記載されていた。さらに、非開示決定通知書にも「本人（氏名）法定代理人（氏名）様」との記載がされていた。ここでは、父親による単独開示請求が、子供を主体とした適式なものとして取り扱われたようである。(b)に見られるような、子供の同意があったかどうかは不明であるが、当該非開示処分につき後に取消訴訟が提起されており、子供自身が原告となっていることから、子供が本件開示請求につき既に同意していたか、あるいは後に同意を追認したことが想定される。

## (2) 未成年者と法定代理人の利益が相反する場合

まず、事例(D)に見られるように、親が離婚し、離婚の際に子供の親権者が定められたものの、その後、子供に対する虐待等を理由として親権者変更が申し立てられ裁判になっているケースでは、子供の利益と親権者とされている親の利益とが、必ずしも一致するとは限らない。鴻巣市個人情報保護条例の第16条2項でも、未成年者の法定代理人は、本人に代わって本人に係る個人情報の開示請求をすることができる規定されているが、本件事例にあっては、子供の利益を保護する上で存否応答拒否がなされており、妥当な結論と言ってよいであろう。

次に、事例(F)であるが、本人が単独開示請求しうる年齢である限りにおいては、法定代理人による代理請求を認めることの実益は乏しい。それ以上に問題なのは、個人のプライバシーはたとえ親であっても介入できないのであり、未成年者であることを理由に、親が子供の情報にアクセスすることが常に認められるわけではない。従って、個人としての自覚と認識を有するに至ったと見られる未成年者であれば、自己に関する決定者としての資質と機能を有していると見るべきであり、<sup>(34)</sup>浦和地裁の論旨展開は説得力に富んでいる。

ところで、当該事例(F)は、埼玉県個人情報保護条例ではなく、当時の埼玉県行政情報公開条例に基づいて個人情報の開示が行われた事例に属する。個人情報の開示請求につき、現在の埼玉県個人情報保護条例では、未成年者と法定代理人との間での利益相反行為に関する規定が置かれていない。他方、事例(B)との関連で、平塚市個人情報保護条例第16条1号は、「請求代理人により開示請求がされた情報であって、開示することが開示請求に係る本人の利益に反するおそれがあると認められるもの」については、非開示を規定するに至った。こういった法定代理人と未成年本人との利益調整規定は、東京都、長野県あるいは神奈川県逗子市の個人情報保護条例などにも見られる。特に、埼玉県の草加市個人情報保護条例第16条2項が、「本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。」と、あるいは、町田市個人情報保護条例施行

規則第11条3項が、「市長は、・・・未成年者の法定代理人から当該未成年者に係る保有個人情報の開示の請求がなされた場合において、当該未成年者が満15歳に達しているときは、・・・当該未成年者から当該保有個人情報の開示に関する確認書・・・の提出を求めることができる。」と規定している点は特徴的であり、極めて明確である。<sup>(35)</sup>

#### おわりに（課題と展望）

以上、自己情報に関する本人の開示請求のみならず、任意代理人、遺族や法定代理人に関する開示請求の可能性に言及してきた。自己情報開示請求権は、国や自治体に対して、自己情報の正確性・最新性を主張するための前提として、他者保有情報へのアクセス権・監視権として機能している。これは、個人情報の開示を通じて、本人の権利利益の保護を図る趣旨に他ならない。そうであるならば、本人が自己情報の開示請求をなしうる限り、代理請求を一般的に認める実益には乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の権利利益保護に欠けることに繋がる。こういった意味からすると、任意代理人、遺族や法定代理人に開示請求権が認められるのは、(親権者としての法定代理人は別として) 本人からの明確な同意があり、なによりも本人の権利利益を保護する上で、必要不可欠な場合に限定されることとなる。

それでは、一定の範囲内の遺族に限り死者の個人情報に関する開示請求権が認められるとしても、また、未成年者との利益が共通する場合、法定代理人には未成年者の個人情報に関する開示請求権が認められるとしても、遺族や法定代理人には、どの程度の情報開示がなされるのであろうか。例えば、公立病院で死亡した者の個人情報について、あるいは、死者が開示を望まない<sup>(36)</sup>と想定される一身専属的なプライバシー情報の中でも、特にセンシティブ情報についても、全面開示、部分開示<sup>(36)</sup>ないしは非開示とされるのであろうか。これらの点は、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護条例上の非開示事由該当性、事実認定の問題とされることから、詳細な検討は別の機会に譲ることとしたい。

- (1) 本稿で参照した主な文献は、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第3版）』（有斐閣・2009年）、同『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣・2009年）、奥津茂樹『個人情報保護の論点』（ぎょうせい・2004年）、兼子仁他『情報公開・個人情報条例運用事典』（悠々社・1999年）、総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（ぎょうせい・2005年）、夏井高人・新保史生『個人情報保護条例と自治体の責務』（ぎょうせい・2007年）、平松毅『個人情報保護 理論と運用』（有信堂・2009年）などである。
- (2) 判例評釈として、第1審につき、安達和志「いじめ自殺生徒に関する市立中学校作文不開示決定の適法性」（法学教室207号）102頁～103頁、常本照樹「中学校生徒の親からの、個人情報保護条例に基づく、右生徒の自殺に関する全校生徒の作文の開示請求を棄却した決定が相当とされた事例」（判例時報1643号）203頁～207頁、控訴審につき、太田幸夫「自殺した市立中学校生徒の父親からの市の個人情報保護条例に基づく当該自殺に関する全校生徒の作文の開示請求に対して非開示とした教育長の決定が相当とされた事例 中学生自殺事件作文開示訴訟控訴審判決」（判例タイムズ1065号・平成12年度主要民事判例解説）338頁～339頁、下村哲夫「自殺生徒をめぐる



- 全校生徒作文開示請求訴訟」(法律のひろば53巻2号)68頁~74頁がある。
- (3) 判例評釈として、森田明「子の指導要録の開示請求と親の原告適格」(法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点)88頁~89頁がある。
- (4) 判例評釈として、友岡史仁「市教育委員会による学齢簿登載通知書の存否応答拒否が認容された事件」(季報情報公開・個人情報保護27号)49頁~54頁、野村武司「学齢簿登載通知書開示請求事件」(季刊教育法155号)76頁~81頁がある。
- (5) 控訴審の判例評釈としては、赤坂正浩「個人情報非公開原則と自己情報開示請求権 レセプト公開請求事件」(ジュリスト・平成8年度重要判例解説・憲法2)9頁~10頁、宇賀克也「公文書公開条例に基づく診療報酬明細書の公開請求」(『社会保障判例百選(第3版)』有斐閣・2000年)62頁~63頁、鈴木涉「診療報酬請求明細書非公開決定取消請求控訴事件」(判例地方自治170号)17頁~15頁、中川丈久「診療報酬請求明細書非公開決定取消請求控訴事件(兵庫県)」(判例地方自治171号)100頁~102頁、松本和彦「情報公開と個人情報の本人開示 レセプト情報公開請求事件」(『憲法判例百選(第4版)』有斐閣・2000年)170頁~171頁、上告審の判例評釈としては、皆川治廣「情報公開条例に基づいて個人情報が記録された公文書の公開請求を本人が行った場合の公開の可否」(法学教室261号)132頁~133頁、磯部哲「兵庫県における診療報酬明細書の本人開示請求事件」(季報情報公開5号)14頁~15頁、宇賀克也「自己情報の本人開示請求 レセプト訴訟」(『メディア判例百選』有斐閣・2005年)32頁~33頁、同「公文書公開条例に基づく診療報酬明細書の公開請求」(『社会保障判例百選(第4版)』有斐閣・2008年)66頁~67頁、田村達久「情報公開条例と本人開示」(『行政判例百選(第5版)』有斐閣・2006年)84頁~85頁、中川丈久「公文書公開条例による本人開示請求」(ジュリスト・平成13年度重要判例解説・行政法8)50頁~52頁、同「情報公開と本人開示」(『地方自治判例百選(第3版)』有斐閣・2003年)38頁~39頁、早坂禧子「診療報酬明細書非公開決定取消請求最高裁判決」(法令解説資料総覧244号)111頁~113頁、福井章代「公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号)に基づき個人情報の記録された公文書の公開請求を本人及びその配偶者が共同でした場合に当該情報が個人情報に関する非公開事由を定めた同条例8条1号に該当するとしてされた非公開決定が違法とされた事例」(ジュリスト1230号)101頁~103頁、同(最高裁判所判例解説民事篇・平成13年度)872頁~890頁、古本晴英「情報公開条例と本人情報開示請求」(法律時報75巻5号・小特集・情報公開判例の新展開[上])55頁~56頁、松本和彦「情報公開と個人情報の本人開示 レセプト情報公開請求事件」(『憲法判例百選(第5版)』有斐閣・2007年)174頁~175頁、宮武康「公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号)に基づき個人情報の記録された公文書の公開請求を本人及びその配偶者が共同でした場合に当該情報が個人情報に関する非公開事由を定めた同条例8条1号に該当するとしてされた非公開決定が違法とされた事例」(判例タイムズ1125号・平成14年度主要民事判例解説)258頁~259頁、米沢広一・羽瀧雅裕「診療報酬請求明細書非公開決定取消請求上告事件(兵庫県)」(判例地方自治227号)113頁~115頁などがある。
- (6) 判例評釈として、清水幸雄「法定代理人による情報公開請求」(清和法学研究5巻1号)207頁~222頁がある。
- (7) 控訴審に関する判例評釈として、村上裕章「死者の診療記録の相続人による開示請求」(季報情報公開15号)13頁~16頁がある。
- (8) 個人情報保護条例で「保護されるべき利益」の内容については、平松・前掲書105頁~106頁を参照。なお、情報が絶大な権力を有する今日的状況に鑑みれば、プライバシーの権利は、個人が私生活を真に自由に享有するために必要不可欠な権利であり、ここでは、プライバシーの権利が、私生活領域への干渉排除権といった自由権的性格とともに、私生活関連情報の開示権といった請求権的性格を併有する複合的権利として、概念構成が行われることとなる。この点、詳しくは、

- 皆川治廣『プライバシー権の保護と限界論 フランス法研究』（北樹出版・2000年）73頁以下を参照。
- (9) なお、個人情報保護条例に基づく開示請求とともに、情報公開条例に基づく個人情報の公開請求を検討した論稿として、小幡純子「本人開示」(法学教室201号・特集・情報公開の重要判例10) 32頁～33頁、大石泰彦「個人情報保護制度と開示請求」(竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務体系(9) 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』青林書院・2001年) 400頁～412頁、松井茂記「情報公開制度と個人情報」(同上書) 424頁～436頁などがある。
- (10) さいたま地判平成14年3月20日(個人情報公開拒否処分取消請求事件・第1審：棄却)判例地方自治231号81頁、東京高判平成14年9月26日(同・控訴審：原判決取消・認容)判例時報1809号12頁、判例評釈として、小町谷育子「ケースワーカー生活指導記録表開示拒否処分取消請求」(法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点) 86頁～87頁がある。
- (11) 同様の規定につき、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 296頁～297頁、同・前掲書(『個人情報保護の理論と実務』) 271頁～272頁を参照。
- (12) 宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 295頁、同・前掲書(『個人情報保護の理論と実務』) 270頁。
- (13) 兼子他・前掲書225頁。
- (14) 大阪地判平成6年12月20日(情報開示不作為の違法確認等請求及び調査書非開示処分取消等請求事件：高槻市内申書事件・第1審：一部却下・一部認容)判例時報1534号3頁・判例タイムズ883号148頁・判例地方自治136号54頁、大阪高判平成8年9月27日(同・控訴審：棄却)判例タイムズ935号84頁・判例地方自治163号68頁、第1審に関する判例評釈として、比山節男「内申書開示請求事件(高槻市)」(判例地方自治144号) 36頁～38頁、西鳥羽和明「内申書の開示請求」(ジュリスト・平成7年度重要判例解説・行政法1) 26頁～27頁がある。
- (15) 浦和地判平成11年1月25日(行政情報非公開決定取消等請求事件：一部認容・一部棄却)判例地方自治189号68頁、判例評釈として、草野功一「県立高等学校入試学力検査結果非公開処分取消・国家賠償請求事件(埼玉県)」(判例地方自治196号) 31頁～33頁がある。もっとも、本件事例にあって、「不作為の違法確認訴訟」は、原告側から取り下げられるに至った。
- (16) 芝池義一『行政救済法講義(第3版)』(有斐閣・2006年) 133頁を参照。
- (17) 兼子他・前掲書229頁。なお、総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編・前掲書69頁によると、ファクシミリによる提出は本人確認が困難なことから認められていないが、開示請求を受け付ける窓口への持参以外に、開示請求書を送付してこれを行うことも可能とされている。この点、実務上の問題が起きないように、本人の身分確認や意思確認が徹底されていると思われる。
- (18) 宇賀克也『行政法概説・行政救済法(第2版)』(有斐閣・2009年) 301頁～302頁、塩野宏『行政法・行政救済法(第4版)』(有斐閣・2005年) 211頁などを参照。
- (19) 宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 238頁。
- (20) 宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 240頁～242頁、同(『個人情報保護の理論と実務』) 273頁～275頁。
- (21) 総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編・前掲書17頁。
- (22) 死者の個人情報の開示については、奥津・前掲書98頁～99頁、山代義雄「個人情報保護制度についての覚書」(大阪経済法科大学法学研究所紀要26号) 39頁～62頁(特に、46頁～47頁)、東京都個人情報保護委員会「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書」(1997年3月)なども参照。
- (23) 熊本地判平成15年4月25日(損害賠償請求事件：棄却)判例地方自治258号62頁。
- (24) 名古屋地判平成20年1月31日(死体見分調書等一部不開示処分取消請求事件・第1審：一部認

容・一部却下・一部棄却) 判例時報2011号108頁・判例タイムズ1284号210頁・判例地方自治314号92頁、名古屋高判平成20年7月16日(同・控訴審:原判決取消・一部却下・一部棄却) 判例集未登載、第1審に関する判例評釈として、佐伯彰洋「死体見分調書等の遺族による開示請求」(季報情報公開・個人情報保護30号)44頁~48頁、控訴審に関する判例評釈として、大林啓吾「死体見分調書等の捜査情報開示請求事件」(季報情報公開・個人情報保護32号)53頁~57頁、友岡史仁「犯罪捜査等情報に関する保有個人情報の不開示判断の裁量性」(法学セミナー648号)117頁などがある。

- (25) 常本・前掲論文(判例時報1643号)205頁~206頁。
- (26) 兼子他・前掲書228頁~229頁。
- (27) 前掲・大阪地判平成6年12月20日:大阪高判平成8年9月27日。
- (28) なお、成年者自身が小学校時代当時の生活指導要録を開示請求した事例として、東京地判平成6年1月31日(指導要録公開拒否処分取消等請求事件:棄却)判例時報1523号58頁・判例タイムズ887号179頁・判例地方自治132号61頁、判例評釈として、下村哲夫「指導要録非公開処分の条例非公開理由該当性 指導要録非公開処分取消請求事件東京地裁判決」(法学教室165号)124頁~125頁、常本照樹「指導要録公開拒否処分取消訴訟第一審判決」(判例時報1540号)172頁~176頁がある。
- (29) 神戸地判平成10年3月4日(指導要録非開示処分取消請求事件・調査書非開示処分取消請求事件・第1審:一部認容・一部棄却)判例地方自治187号43頁、大阪高判平成11年11月25日(同・控訴審:原判決変更・認容)判例タイムズ1050号111頁・判例地方自治207号65頁、控訴審に関する判例評釈として、森田明「内申書・指導要録の全面開示の是非」(ジュリスト・平成11年度重要判例解説・憲法9)23頁~24頁を参照。
- (30) 前掲・浦和地判平成11年1月25日。
- (31) 兼子他・前掲書229頁。
- (32) 兼子他・前掲書229頁。
- (33) 東京地判平成13年9月12日(調査書特記事項不開示処分取消請求事件:認容)判例時報1804号28頁、判例評釈として、古本晴英「調査書の特記事項を開示しない処分の取消請求」(法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点)84頁~85頁がある。
- (34) 兼子他・前掲書229頁。
- (35) その他、法定代理人と未成年本人との利益調整については、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』)297頁~298頁、同・前掲書(『個人情報保護の理論と実務』)272頁~273頁、夏井他・前掲書191頁~196頁、東京都個人情報保護委員会『未成年者の法定代理人による開示請求の取扱いに関する報告書』(1998年10月)などを参照。
- (36) 例えば、死者が家族に秘密にしておいた社会生活上の交友関係、交際関係などがあろう。また、心身の状況として、「H I Vに感染しているという情報」は、現在の社会情勢からして社会的差別をもたらすおそれのある情報であり、「センシティブ情報」に他ならない。なお、「センシティブ情報」の本人外収集が問題とされた事例については、東京地判平成15年5月28日(損害賠償請求事件:一部認容・一部棄却)判例タイムズ1136号114頁・労働判例852号11頁・判例地方自治251号101頁、皆川治廣「行政機関による個人情報の本人外収集の制限と許容性」(慶應義塾創立150年記念法学部論文集『慶應の法律学・公法』慶應義塾大学出版会・2008年)を参照されたい。